

149.

①

②

B-0032

0363

條約局長

極秘

旧

五

樞密院諮詢事項

昭六六一一印刷

昭和十三年六月
別紙五

昭和十三年六月二十日 樞密院諮詢事項
極秘 外務省 第二部 第一課 長官 官
モ、又、何れに於て此等ノ事

外務省

11.3

B-0032

0364

樞密院官制及事務規程（明二十一）

第六條 樞密院ハ左ノ事項ニ付諮詢ヲ待テ會議ヲ開キ意見ヲ上奏ス

- 一 皇室典範ニ於テ其權限ニ屬セシメタル事項
- 二 憲法ノ條項又ハ憲法ニ附屬スル法律勅令ニ關スル草案及疑義
- 三 憲法第十四條戒嚴ノ宣告同第八條及第七十條ノ勅令及其他罰則ノ規定アル勅令
- 四 列國交渉ノ條約及約束
- 五 樞密院ノ官制及事務規程ノ改正ニ關スル事項
- 六 前諸項ニ掲クルモノノ外臨時ニ諮詢セラレタル事項

外務省

11.3

第一 樞密院官制第六條第二號「憲法ニ附屬スル法律勅令」ノ範圍（明二三、八閣議決定）

「憲法ト同時ニ發布シタル三法律一勅令ヲ謂フ」

- 一、議院法
- 二、衆議院議院選舉法
- 三、會計法
- 四、貴族院令

○實例

- (1) 議院法（明二二）
- (2) 貴族院令（明二二）
- (3) 貴族院伯子男爵議員選舉規則（明二二）
- (4) 貴族院帝國學士院會員互選規則（大一四）
- (5) 貴族院多額納稅者議員互選規則（大一四）
- (6) 貴族院令第六條ノ議員選舉ニ付衆議院議員選舉法中罰則

外務省

11.3

- ノ規定準用ニ關スル法律（大一四）
- （イ）會計法（大一〇）
- （ニ）會計検査院法（明二二）

外務省

11.3

第二 樞密院官制第六條第六號ニ依ル諮詢事項ノ（一）（明治三三、四ノ御沙汰）

- 一 教育制度ノ基礎ニ關スル勅令
 - 二 内閣官制ニ關スル勅令
 - 三 各省官制通則ニ關スル勅令
 - 四 臺灣總督府官制ニ關スル勅令
 - 五 高等官官等ニ關スル勅令
 - 六 官吏服務紀律ニ關スル勅令
 - 七 文官懲戒ニ關スル勅令
 - 八 文官試験ニ關スル勅令
 - 九 文官任用ニ關スル勅令
 - 十 文官分限ニ關スル勅令
- 實例
- (1) 教育制度ノ基礎ニ關スル勅令

外務省

11.3

「教育制度ノ基礎ニ關スル勅令」ノ解釋（明三三、五、内閣總理大臣）

- (一) 小學校令
- (二) 中學校令
- (三) 高等女學校令
- (四) 師範學校令
- (五) 高等學校令
- (六) 大學令
- (七) 實業學校令
- (1) 小學校令（明三三）
- (2) 幼稚園令（大一五）
- (3) 高等師範學校專攻科卒業生ノ稱號ニ關スル件（昭五）
- (4) 高等學校令（大七）
- (5) 大學令（大七）

外務省

11.3

- (6) 帝國大學令（大八）
- (7) 專門學校令（明三六）
- (8) 盲學校及聾啞學校令（大一二）
- (9) 朝鮮教育令（大一）
- (10) 京城大學ニ關スル件（大一三）
- (11) 臺灣教育令（大一）
- (12) 臺北帝國大學ニ關スル件（昭三）

外務省

11.3

B-0032

- (四) 内閣官制ニ關スル勅令
- (ハ) 各省官制通則ニ關スル勅令
- (ニ) 臺灣總督府官制ニ關スル勅令
 - (1) 朝鮮總督府官制(明四三)
 - (2) 關東廳官制(大八)
 - (3) 樺太廳官制(大七)
 - (4) 南洋廳官制(大一一)
- (ホ) 高等官官等ニ關スル勅令
 - 「高等官官等ニ關スル勅令」ノ解釋(明三三、五内閣總理大臣)
 - (一) 官等分階ノ制ニ關スル勅令
 - (二) 初敘、轉任、再任ノ場合ニ於ケル官等ノ制ニ關スル勅令
 - (三) 陞敘ノ制ニ關スル勅令
 - (四) 親任式ヲ以テ敘任スル官ノ新設ノ勅令
- (1) 初敘官等ノ制限ヲ受ケサル高等文官他ノ高等文官ト爲ル場合ノ

外務省

11.3

- 官等ニ關スル件(明三六)
- (2) 宮内高等官ヨリ高等文官ニ任用セララルル者ニ關スル件(明四一)
- (3) 神宮大宮司及小宮司ノ初敘及陞敘ノ官等ニ關スル件(明三五)
- (4) 公立學校ノ校長又ハ教員ヲ朝鮮總督府道視學官ニ任用スル場合等ノ官等ニ關スル件(昭五)
- (ハ) 官吏服務紀律ニ關スル勅令
- (1) 文官懲戒ニ關スル勅令
- (イ) 文官試験ニ關スル勅令
 - (1) 高等試験令(昭四)
 - (2) 高等試験ノ受験資格ニ關スル件(大一一)
 - (3) 普通試験令(大七)

は(1)

外務省

11.3

- (III) 文官任用ニ關スル勅令
- (1) 文官任用令（大二）
 - (2) 奏任文官特別任用令（大九）
 - (3) 判任文官特別任用令（大九）
 - (4) 陸軍准士官ヲ判任文官ニ任用ノ件（大一）
 - (5) 海軍准士官及下士官ヲ判任文官ニ任用ノ件（大一）
 - (6) 警視廳、北海道廳、府縣、監獄、稅務監督局、稅務署及專賣局判任官中月俸四十圓未滿ノ者特別任用ニ關スル件（明四三）
 - (7) 大使館商務書記官、公使館商務書記官又ハ主トシテ商務ニ從事スル奏任總領事、領事若ハ副領事ノ任用ニ關スル件（大一四）
 - (8) 領事官及外務書記生ノ特別任用ニ關スル件（大一二）
 - (9) 滿洲ニ於ケル領事館員ノ特別任用ニ關スル件（大一〇）
 - (10) 朝鮮人ノ多數在留スル地方ヲ管轄スル領事館職員ノ特別任用ニ關スル件（大一〇）

外務省

11.3

- (11) 主トシテ警察事務ニ從事スル領事官及外務書記生ノ特別任用ニ關スル件（昭七）
- (12) 稅關港務官及稅關港吏特別任用令（大一三）
- (13) 陸軍司法事務官及海軍司法事務官特別任用令（大一）
- (14) 陸軍法務官、海軍法務官特別任用令（大一）
- (15) 海軍錄事特別任用令（明四一）
- (16) 文部省督學官任用ノ件（大二）
- (17) 社會教育官ノ特別任用ニ關スル件（昭四）
- (18) 帝國大學事務官、官立大學事務官、帝國大學司書官及帝國大學司書特別任用令（明四一）
- (19) 帝國圖書館長司書官及司書任用ノ件（明三三）
- (20) 產業組合事務官ノ特別任用ニ關スル件（大一四）
- (21) 遞信局及遞信官署ノ職員ノ特別任用ニ關スル件（大一三）
- (22) 三等郵便局長ノ任用ニ關スル件（大九）

外務省

11.3

(2) 鐵道省官制及鐵道局官制施行ノ際ニ於ケル鐵道省及鐵道職局
員ノ任用等ニ關スル件(大九)

外務省

11.3

B-0032

- は(3)
- (24) 拓務理事官ノ特別任用ニ關スル件(昭四)
 - (25) 朝鮮總督府事務官等及臺灣總督府地方理事官ノ特別任用ニ關スル件(大10)
 - (26) 朝鮮總督府圖書館長及臺灣總督府圖書館長特別任用ニ關スル件(大五)
 - (27) 朝鮮總督府視學官特別任用令(明四四)
 - (28) 朝鮮總督府道視學官特別任用令(昭五)
 - (29) 京城帝國大學事務官、京城帝國大學司書官及京城帝國大學司書特別任用令(大15)
 - (30) 朝鮮總督府事務官ノ特別任用ニ關スル件(大元)
 - (31) 朝鮮總督府鐵道局職員特別任用令(大14)
 - (32) 朝鮮總督府鐵道局職員特別任用令ノ規定ニ依リ朝鮮總督府鐵道局ノ參事又ハ副參事ニ任用セラルル者ノ官等等ニ關スル件(大14)

外務省

11.3

- は(3)
- (33) 國境ニ於ケル朝鮮總督府稅關出張所在勤ノ監吏ノ特別任用ニ關スル件(大2)
 - (34) 朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ關スル件(明四三)
 - (35) 臺灣總督府視學官特別任用令(明四二)
 - (36) 臺北帝國大學事務官、臺北帝國大學司書官及臺北帝國大學司書特別任用令(昭三)
 - (37) 臺灣總督府州港務官特別任用令(明四四)
 - (38) 臺灣ニ於ケル官立公立ノ小學校又ハ公學校ノ訓導ノ任用ニ關スル件(大12)
 - (39) 關東廳法院判官及檢察官任用令(明三九)
 - (40) 關東廳視學官特別任用令(昭五)
 - (41) 關東州學校職員任用ニ關スル件(明四〇)
 - (42) 樺太廳視學官特別任用令(昭五)
 - (43) 南洋廳ノ判事及檢事任用ノ件(大11)

外務省

11.3

(4) 北海道廳視學官、地方視學官、北海道廳視學及府縣視學ノ任用ニ關スル件(昭三)

(7) 文官分限ニ關スル勅令

(1) 文官分限令(明三二)

(2) 非職及豫備理事戰時復職並在郷ニ關スル件(明三一)

(3) 裁判官檢察官裁判所書記ノ官名及裁判官休職ノ件(明二三)

(4) 朝鮮ニ於ケル官立公立學校ノ訓導又ハ副訓導ノ休職ニ關スル件(大四)

(5) 臺灣ニ於ケル官立公立學校教員ノ休職ニ關スル件(大一〇)

(6) 官吏官吏待遇者等ノ懲戒及懲罰ノ免除ニ關スル件(昭九)

(7) 陸軍軍屬ノ懲戒ニ關スル件(明四一)

(8) 海軍懲罰令(明四一)

(9) 陸軍法務官及海軍法務官懲戒令(大一)

(10) 行政裁判所長官評定官懲戒令(明三二)

外務省

11.6

第三 樞密院官制第六條第六號ニ依ル諮詢事項ノ(二)

○各省官制中所管事務ノ變更、局ノ新設廢止及書記官參事官定員ノ増減其ノ他重要ト認ムヘキ事項ニ關スル改正勅令(大九、八政府答辯)

各省官制中文官タル本官ノ勅任部長ヲ置ク勅令(昭四、六外務省官制中改正ヨリ)

○陸軍省官制附表及海軍省官制別表中大臣次官ノ任用資格ニ關スル規定ノ改正勅令(大九、八政府答辯)

○罰則アル勅令ノ一部ニ實質上變更ヲ加フル勅令(大一、七政府答辯)

○親任官ノアル官制ヲ廢止スル勅令(大一、一〇政府答辯)

○國務大臣禮遇ヲ新設スル勅令(大一三、一政府答辯)

外務省

11.9

B-0032

- 第四 休職懲戒等ニ關スル法律
- (1) 判事及檢事ノ休職竝判事ノ轉所ニ關スル法律（大二）
 - (2) 會計検査官及行政裁判所高等官休職ニ關スル法律（大二）
 - (3) 會計検査官退官ニ關スル法律（明二九）
 - (4) 判事懲戒法（明二三）
 - (5) 會計検査官懲戒法（明三三）

外務省

11.3

11.3

B-0032

0373